

○ 経済産業省令第 号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年 月 日

経済産業大臣 名

経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
-----	-----

(定義)

第二条 [略]

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 [略]

三 電子署名 次に掲げるものをいう。

イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名

ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子

(定義)

第二条 [略]

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 [略]

三 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。

[新設]

[新設]

情報処理組織を使用して手続を行い、又は行
わせるために運営するものをいう。)の官職
証明書に基づく電子署名

ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長
その他の地方公務員の職を証明することその
他地方公共団体が電子情報処理組織を使用し
て手続を行い、又は行わせるために運営する
ものをいう。）の職責証明書に基づく電子署
名

四 「略」

（電子情報処理組織による申請等）

第四条 法第六条第一項の規定に基づき又は準じて
電子情報処理組織を使用する方法により申請等を

〔新設〕

四 「略」

（電子情報処理組織による申請等）

第四条 法第六条第一項の規定に基づき又は準じて
電子情報処理組織を使用する方法により申請等を

行う者は、経済産業大臣が告示で定めるところにより、次に掲げる事項を前条の申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。ただし、申請等を行う者が、経済産業大臣が告示で定めるところにより、第三号に掲げる事項を入力することに替えて、法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等を提出することを妨げない。

一～三 [略]

2～13 [略]

行う者は、経済産業大臣が告示で定めるところにより、次に掲げる事項を申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて行政機関等が定める技術的基準に適合するものから入力して、申請等を行わなければならない。ただし、申請等を行う者が、経済産業大臣が告示で定めるところにより、第三号に掲げる事項を入力することに替えて、法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等を提出することを妨げない。

一～三 [略]

2～13 [略]

(氏名等を明らかにする措置)

第五条 「略」

2・3 「略」

4 法第七条第四項における氏名又は名称を明らかにする措置とは、次の各号に掲げる措置をいう。

一 電子情報処理組織を使用する方法により行う処分通知等に記録された情報に電子署名を行うこと。

二 「略」

5 法第九条第三項における氏名又は名称を明らかにする措置とは、電磁的記録により作成等が行われた情報に電子署名を行い、経済産業大臣が告示

(氏名等を明らかにする措置)

第五条 「略」

2・3 「略」

4 法第七条第四項における氏名又は名称を明らかにする措置とは、次の各号に掲げる措置をいう。

一 電子情報処理組織を使用する方法により行う処分通知等に記録された情報に電子署名を行い、経済産業大臣が告示で定める電子証明書を当該処分通知等と併せて送信すること。

二 「略」

5 法第九条第三項における氏名又は名称を明らかにする措置とは、電磁的記録により作成等が行われた情報に電子署名を行い、前項に規定する電子

で定める電子証明書を添付することをいう。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第八条 法第七条第一項の規定に基づき又は準じて、電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う行政機関等は、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録して、処分通知等を行わなければならない。

2 ～ 6 [略]

証明書を添付することをいう。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第八条 法第七条第一項の規定に基づき又は準じて、電子情報処理組織を使用する方法による申請等に対する諾否の応答として処分通知等を行う行政機関等は、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録して、処分通知等を行わなければならない。

2 ～ 6 [略]

(電磁的記録による作成等)

第十一条 行政機関等が、法第九条第一項の規定に基づき又は準じて電磁的記録の作成等を行う場合においては、当該作成等に係る情報を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法によるものとする。ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。次項において同じ。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

(電磁的記録による作成等)

第十一条 行政機関等が、法第九条第一項の規定に基づき又は準じて電磁的に記録の作成等をする場合においては、当該事項を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

<p>る。</p> <p>2 行政機関等が、経済産業省の所管する法令の規定により電磁的記録により作成等を行う場合においては、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>備考 表中の「 」は注記である。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。